

葬祭組合告示第1号

令和7年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年1月24日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 令和7年2月14日（金）午後3時00分
2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室（2階）

令和7年2月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

令和7年2月14日（金曜日）午後3時00分

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（8名）

1番	木崎俊行	佐倉市議会選出
2番	鍋田達子	佐倉市議会選出
3番	平野裕子（議長）	佐倉市議会選出
4番	宮城壮一	四街道市議会選出
5番	坂本弘毅	四街道市議会選出
6番	石山健作	四街道市議会選出
7番	金塚学（副議長）	酒々井町議会選出
8番	大石法子	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	小坂泰久	酒々井町長
副管理者	西田三十五	佐倉市長
副管理者	鈴木陽介	四街道市長

○議案説明のための出席者職氏名

事務局長	増渕和江
事務局主幹	織田勝広
事務局副主幹	相京夕起夫
総務班長	室岡秀樹

会計管理者	赤津武彦	酒々井町会計管理者
-------	------	-----------

○議会事務局出席職員

事務局主査補	馬場樹里
--------	------

業務運営班 伊藤 正大
副主幹

○連絡員

総務班主査補 中村 忍

○会期

令和7年2月14日（金曜日） 1日

○議事日程

令和7年2月14日（金曜日）午後3時00分開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決
- 日程第5 発議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

- 議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合個人情報保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第4号 令和6年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第5号 令和7年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算
- 発議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

午後3時10分 開会

○議長（平野裕子） ただいまの出席議員は8名であります。よって、令和7年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。

これより定例会を開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（平野裕子） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員より定期監査、例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平野裕子） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号2番、鍋田達子議員及び議席番号5番、坂本弘毅議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（平野裕子） 日程第3、会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により、本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（平野裕子） 日程第4、議案の上程を行います。本日の議案は5件でございます。

なお、本定例会における説明、答弁等は、着座にてお願いいたします。

それでは、上程されている議案について、管理者に提案理由の説明を求めます。

小坂管理者。

○管理者（小坂泰久） では、座って説明させていただきます。

本日ここに令和7年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに心からお礼申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案5件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。刑法等の一部を改正する法律及び法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が令和7年6月1日から施行されることとなりましたので、条例中の字句等を

改正するものでございます。

議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。千葉県人事委員会勧告に準拠し、一般職職員の月例給及び各種手当の改正等をしようとするものであります。

議案第3号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。さくら斎場の式場利用率の向上を図るため、現在、組合内の方に限定している式場の利用を、利用の少ない時期に限り、組合外の方も利用できるようにしようとするものであります。また、通夜を行わない家族葬やお別れ会など、小規模な葬儀に利用される第3告別室については、より利用しやすくなるよう午後の使用枠を新たに設定するとともに、年間を通して組合外の方にも利用できるようにしようとするものでございます。

議案第4号は、令和6年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ427万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億56万6,000円とするものであります。

補正の内容について申し上げます。歳入につきましては、使用料及び手数料の減額、財政調整基金からの繰入金の減額及び前年度繰越金を増額するものでございます。

歳出につきましては、給与改定等に伴う人件費の増額、光熱水費の減額、委託料及び工事請負費の入札等の契約差金を減額するものでございます。

議案第5号は、令和7年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算でございます。令和7年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億872万5,000円でありまして、対前年度比388万4,000円の増額となっております。

主な内容について申し上げます。歳入につきましては、構成市町からの負担金として2億726万9,000円、使用料及び手数料は8,324万5,000円、また、残骨灰の売渡し等により諸収入として1,320万1,000円を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。歳出の主な内容といたしまして、2款総務費関係につきましては、一般職職員の人件費及び一般管理費等でございます。

3款事業費関係につきましては、さくら斎場の業務運営及び施設維持管理に要する経費でございます。

以上、概要について申し上げます。

細部につきましては、事務局より説明させていただきます。何とぞご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（平野裕子） 続いて、事務局長から議案の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（増渕和江） 事務局長の増渕でございます。議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。赤いインデックス、資料第1号を御覧ください。条例の制定理由として、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が、令和7年6月1日に施行されます。改正法は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどの内容であることから、改正法の施行までに3つの条例中の懲役及び禁錮の字句を拘禁刑に改めようとするものです。

次に、議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。赤いインデックスの資料第2号を御覧ください。制定理由は、千葉県人事委員会勧告に準拠し、一般職職員の月例給の引上げ及び各種手当の改正等を行おうとするものです。制定内容につきましては、(1)、一般職員、再任用職員及び特定任期付職員の給料表の引上げ。

(2)、一般職員、再任用職員及び会計年度任用職員の期末・勤勉手当の引上げ。(3)、特定任期付職員の期末手当の引上げ。(4)、一般職員の給料表の切替。(5)、行政職給料表7級の職員の昇給ルールの厳格化。(6)、配偶者に係る扶養手当の段階的廃止及び子に係る扶養手当の段階的引上げ。(7)、通勤手当に新幹線、高速道路料金等の利用に係る特別料金等を追加。(8)、管理職員特別勤務手当支給対象時間帯の拡大。(9)、定年前再任用短時間勤務職員に対する住居手当の新設。(10)、特定任期付職員に対する特定任期付職員業績手当の廃止、期末手当の引下げ及び勤勉手当の新設。(11)、地方公務員法の改正に伴う引用条項の整理です。

施行期日につきましては、(1)が公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用し、(2)と(3)は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用します。また、(4)から(11)は、令和7年4月1日から施行いたします。

次に、議案第3号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。赤いインデックスの資料第3号を御覧ください。改正条例の制定理由として、昨今、葬儀形態の変化や民間式場の増加等により、式場の利用率が減少傾向にあります。組合として、式場利用率の向上に取り組むため、現在利用を組合内の方のみに限定している式場について、比較的利用の少ない時期に限り、組合外の方にも利用できるようにするものです。また、第3告別室については、利用を組合内の方のみに限定している施設の対象から外し、年間を通して組合外の方も利用できるようにしようとするほか、より利用しやすくなるよう午前1件のみとしている使用枠を午前と午後それぞれ1件ずつに拡大しようとするものです。

制定内容としましては、第3告別室の利用者を組合内に限定する経過措置の廃止、式場の利用者を組合内に限定する経過措置に例外期間を規定、第3告別室の使用時間を午前8時45分から午前10時15分に限定する規定の廃止で、施行期日は令和7年4月1日から施行するものです。

次に、議案第4号は、令和6年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第2号)でございます。青いインデックス、議案第4号補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ427万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億56万6,000円とするものです。また、債務負担行為の追加をしようとするものです。

補正予算の詳細につきましては、赤いインデックスの資料第4号を御覧ください。

(1)、歳入の補正でございます。2款使用料及び手数料につきましては、組合外火葬場使用料や組合内の待合室使用料と式場使用料に減額が見込まれることから、607万5,000円を減額するものです。

4款繰入金につきましては、減額補正に伴う財源調整として、財政調整基金からの繰入金300万円を減額するものです。

5款繰越金につきましては、前年度決算による繰越金が確定していることから、予算との差額480万円を増額するものです。

次に、(2)、歳出の補正でございます。2款総務費につきましては、人件費に関するもので、千葉県人事委員会勧告による給与改定や人事異動に伴う給料、職員手当及び共済費について487万2,000円を増

額するものです。

3 款運営費につきましては、914万7,000円を減額するものです。内訳としましては、10節需用費の光熱水費については、国による負担軽減策の実施等により電気料319万3,000円の減額とガス料450万円の減額の合計769万3,000円を減額するものです。

12節委託料につきましては、6 事業の契約差金として179万5,000円を減額し、一方で、令和7年4月から実施予定の残骨灰の売渡し及び第3 告別室の枠数変更に伴い、様式及び帳票の修正に当たり、予約システムの改修業務委託として67万1,000円を増額します。委託料では112万4,000円を減額するものです。

再び予算書に戻りまして、4 ページを御覧ください。債務負担行為の追加としまして、令和7年度の年度の当初から委託事業等の円滑な実施のため、標記8 件の事業について今年度中に入札等の契約事務を行うため、債務負担行為の設定をするものです。

ページが飛びますが、予算書の10ページから19ページにかけましては、今回補正に伴う変更を加えた給与費明細書、20ページから21ページについては追加となる債務負担行為8 件を新規設定分として加え、既設定分7 件の債務負担行為の支出予定額等に関する調書となっております。

次に、議案第5号につきましては、令和7年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算についてでございます。青いインデックス、議案第5号の予算書1 ページを御覧ください。令和7年度の予算の総額については、歳入歳出それぞれ3 億872万5,000円と定めるものでございます。

予算書の6 ページ、7 ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書となります。歳入歳出の合計の行で、前年度当初予算と比較しますと、それぞれ388万4,000円の増額、率としては1.3%の増となります。

次に、歳入でございます。8 ページを御覧ください。歳入、1 款分担金及び負担金2 億726万9,000円につきましては、構成市町からの管理運営費負担金で、前年度と比較して184万1,000円の減額、率として0.88%の減となっております。

予算書の28ページを御覧ください。予算書28ページに市町村負担金算出基礎の表を掲載しております。また、隣のページになりますが、赤いインデックスの資料第5号に令和3年度から7年度までの構成市町の負担金の推移表を掲載しています。併せて御覧ください。内訳につきましては、令和7年度佐倉市が1 億1,322万3,000円で、前年度と比べまして6 万8,000円の増額、負担割合は54.63%です。四街道市が7,300万9,000円で前年度と比較して133万1,000円の減、負担割合35.22%、酒々井町が2,103万7,000円で、前年度と比較して57万8,000円の減となっております。負担割合は10.15%です。市町負担金の全体の合計金額は減額となりますが、各市町の利用割の増減により、佐倉市は式場割の増加により増額、四街道市は火葬割と式場割の減少により減額、酒々井町は式場割が減少により減額となっております。

予算書8 ページにお戻りください。2 款使用料及び手数料、1 項使用料8,321万4,000円につきましては、火葬場、待合室、霊安室、式場の使用料で、前年度と比較して400万8,000円の減額となります。減額の主な要因は、組合外の火葬場使用と式場の利用減少によるものです。

9 ページ、1 項手数料3 万1,000円につきましては、分骨などの各種証明手数料となります。

3 款財産収入1 万円につきましては、財政調整基金及び施設整備基金の利子でございます。

4 款繰入金につきましては、歳出の3 款事業費において高額な費用を要する工事などの計画事業の実施時期を見直したため、財源調整となる財政調整基金からの繰入金はなしと、零円といたします。

5 款繰越金500万円につきましては、前年度と同額を計上しております。

次に、10ページを御覧ください。6 款諸収入、1 項預金利子1,000円につきましては、一般会計の預金利子でございます。

また、2 項雑入1,320万円につきましては、前年度と比較して1,273万3,000円が増額しています。その理由としまして、令和7年度からの新規事業、残骨灰売渡しによるものです。後ほど、歳出の諸支出金の基金積立金でも説明しますが、残骨灰売渡しによる収入は、今後の斎場施設の整備費用として施設整備基金に全額積み立てることとするため、収支としてはプラスマイナスゼロ円となります。

その他の雑入46万7,000円につきましては、売店の電気料金など前年度と同額を計上しています。

11ページを御覧ください。歳出となります。1 款議会費56万9,000円につきましては、組合議員8名分の報酬、旅費等の議会運営経費を計上しております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費1 億1,843万5,000円につきましては、前年度と比較して1,344万円の増額となります。増額の主な要因は、新規採用職員の1名の増員や派遣職員の交代、給与改定、昇給による給料や職員手当等の人件費の増額や備品購入費の事務局用パソコン購入事業393万2,000円によるものです。

それでは、1 目一般管理費について説明いたします。1 節報酬300万4,000円は情報公開・個人情報保護審査会委員及び行政不服審査会委員、各3名分と会計年度任用職員3名分の報酬でございます。

2 節給料5,395万3,000円、3 節職員手当等3,514万6,000円及び4 節共済費1,808万2,000円は、特別職3名及び職員13名分の人件費です。職員体制は、新規採用職員を1名増員し、職員を13名とします。そのうち再任用職員は3名で、今年度と変わりありません。

12ページを御覧ください。8 節旅費3 万9,000円は、各委員、職員等の費用弁償や出張時の旅費でございます。

9 節交際費6 万円、こちらは管理者の交際費となります。

10 節需用費67万1,000円につきましては、事務用消耗品及び修繕料と庁用車に要する経費が主なものでございます。

11 節役務費85万円につきましては、通信運搬費、手数料、保険料などでございます。前年度との変更点として、13ページの上から4行目の公金振込手数料6 万2,000円につきましては、令和7年度から千葉銀行の振込手数料が有料化されるため、今回新たに計上しています。

12 節委託料255万4,000円につきましては、複写機の保守、財務会計や例規集、給与計算システムに係る委託料でございます。

13 節使用料及び賃借料2 万5,000円につきましては、給与計算システムの賃借料と電子計算機ソフトウェア使用料でございます。

17 節備品購入費393万2,000円につきましては、事務局用パソコン購入に係るものです。令和7年10月にウィンドウズ10及びオフィス2019のサポート終了に伴う、パソコンの更新でございます。

18 節負担金補助及び交付金11万4,000円につきましては、職員研修負担金のほか各種団体に対する負担金です。

26 節公課費5,000円は、庁用車の車検に伴う重量税でございます。

次に14ページを御覧ください。1 款総務費、2 項監査委員費、1 目監査委員費8 万6,000円につきましては、監査委員2名分の報酬及び旅費でございます。

3 款事業費、1 項運営費、1 目運営費につきましては、1 億7,489万2,000円となります。前年度と比較して2,228万9,000円の減額となります。減額の主な要因は、工事請負費や備品購入費等で、計画事業の実施時期を見直したため、令和7年度は多額の費用を要する事業を行わないことによるものです。

それでは、1 目運営費について説明いたします。10節需用費5,072万1,000円につきましては、斎場施設の維持管理に係る消耗品と燃料費、電気、ガス、上下水道の光熱水費及び施設の修繕料などです。

11節役務費26万9,000円につきましては、電柱に掲げた案内板の広告料、受水槽の水質検査手数料や火災保険料などです。

15ページをお願いいたします。12節委託料 1 億707万3,000円につきましては、E S C Oサービス委託のほか、斎場施設の運営及び維持管理に係る各種委託料を計上しております。なお、前回10月の定例会の議案第2号の補正予算で、令和7年度から更新する委託事業として債務負担行為を設定しました説明欄の2行目の火葬棟管理業務委託料3,797万円につきましては、前年度と比較して415万4,000円の増額となっております。

また、次の行の施設維持管理業務委託料2,301万4,000円につきましては、前年度と比較して246万円の増額となっております。

委託料全体では、前年度と比較して568万4,000円の増額となります。

13節使用料及び賃借料11万6,000円につきましては、前年度と比較しまして30万5,000円を減額しています。減額の要因としまして、モップや玄関マットなどの清掃用具の賃借料29万8,000円を12節の委託料の施設維持管理業務委託の仕様に含めたことと、NHKの放送受信契約をした業者控室内のテレビ2台を撤去したためです。

16ページを御覧ください。14節工事請負費1,650万円につきましては、火葬炉設備改修工事のみとなり、他の工事請負に係る計画事業がないため、前年度と比較して1,826万円の減額となります。

17節備品購入費20万9,000円につきましても、計画事業がないため452万1,000円の減額となります。

18節負担金補助及び交付金4,000円につきましては、さくら斎場管内で清掃の維持管理担当と連絡を取り合うための無線機5台分の電波利用料です。

4 款諸支出金の1,274万3,000円につきましては、前年度と比較して1,273万3,000円の増額となっております。増額の理由としまして、令和7年度の新規事業の残骨灰売渡事業の歳入、6 款諸収入、2 項雑入で受けた収入分を今後の斎場施設整備に充てるため、施設整備基金に積み立てることとしたためです。

5 款予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上しております。

予算の内容については以上ですが、予算書の17ページから26ページまでは当初予算に係る給与費明細書、27ページについては債務負担行為に関する支出予定額等に関する調書、28ページにつきましては、先ほど説明いたしました構成市町からの負担金を算出する基礎に関する表でございます。

以上で提案理由の補足説明を終わります。

◎質疑、討論、採決

○議長（平野裕子） それでは、これより1 議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑に関しまして、再質問は2 回までとさせていただきます。

それでは、議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案第1号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平野裕子） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案第2号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平野裕子） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案第3号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平野裕子） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 令和6年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2

号)を議題といたします。

議案第4号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平野裕子) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平野裕子) 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(平野裕子) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 令和7年度 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組一般会計予算を議題といたします。

議案第5号について質疑はございませんか。

1番、木崎委員。

○1番(木崎俊行) 木崎です。よろしくお願いします。予算書の13ページになりますが、職員研修の負担金を予算されておりますが、どのような職員研修を予定されているのか教えてください。

○議長(平野裕子) 事務局長。

○事務局長(増淵和江) 職員研修について説明させていただきます。主にハラスメント防止研修と伐木等業務講習ということで、チェーンソーを使用するための講習会に参加するための費用を予算計上させていただいております。こちらチェーンソー利用に関しましては、近隣、ちょっと緑豊かなもので、やはり倒木ですとか、落枝等がありますので、そういったときの緊急対応用にチェーンソーを使った作業が見込まれることから、職員の研修を予定しているところです。

○議長(平野裕子) まだ、ございますか。

○1番(木崎俊行) 発言したい。

○議長(平野裕子) 1番、木崎議員。

○1番(木崎俊行) 続きまして、今度15ページです。ESCOサービス委託料、これは前年度からずっと続いているものでありますけれども、今回1,980万円が計上されておりますが、この効果ですね、効果額というのは、もう、これはESCO事業にもう投げるものだということですからずっとやっているだけではなくて、来年度の効果というのは、いろいろな切り口があるかと思えます。経済的な効果、環境的な効果とかいろいろあると思いますが、ご説明をお願いいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長(平野裕子) 暫時休憩いたします。

(午後3時50分)

○議長(平野裕子) 会議を再開いたします。

(午後3時51分)

○議長（平野裕子） ごめんなさい、お名前がちょっとあれなのですけれども。

○事務局副主幹（相京夕起夫） 事務局、施設整備班の相京と申します。

○議長（平野裕子） お願いいたします。

○事務局副主幹（相京夕起夫） 着座で失礼します。E S C Oサービス料ですけれども、光熱水費の削減及び省エネルギーの効果の検証というものを毎年やっております。本委託では、平成29年度に更新した省エネルギー設備、冷温水発生機1台、熱源周りの設備、照明LED、待合室の空冷ヒートポンプエアコン等の効果を検証することで光熱水費の継続的な削減を図っております。光熱水費の削減の検証ということで、当時、導入前のものと比べて年間で373万3,301円と削減となっています。削減率としては10.87%、1次エネルギーの削減効果ですが、こちらが10.34%、二酸化炭素の削減率が10.39%ということで、効果が出てございます。

以上でございます。

○議長（平野裕子） よろしいでしょうか。

よろしいですか、質問。

○1番（木崎俊行） もう……

○議長（平野裕子） もう一問で終わりにして。

○1番（木崎俊行） いいですか。

○議長（平野裕子） はい。

○1番（木崎俊行） では、もう一回。

○議長（平野裕子） 1番、木崎委員。

○1番（木崎俊行） 最後に16ページに財政調整基金積立金の利子分9,000円の計上がありますが、今現在財政調整基金の総残高は幾らになるのでしょうか。

○議長（平野裕子） 事務局長。

○事務局長（増淵和江） 今回、議会の資料の第4号を御覧いただきたいと思うのですが、こちら議案第4号の資料ではございますが、一番下、(3)、基金の状況、令和6年12月末現在ということで、財政調整基金の残高8,134万4,862円、こちらが残高になっております。

○議長（平野裕子） ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平野裕子） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎発議案の上程

○議長（平野裕子） 次に、日程第5、発議案の上程を行います。発議案は1件でございます。

坂本議員に提案理由の説明を求めます。

坂本議員。

○5番（坂本弘毅） 発議案の提案をさせていただきます坂本でございます。

提案理由を申し上げます。発議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

刑法等の一部を改正する法律及び法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることになりましたので、組合条例と同様に条例中の字句を改正するものでございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

◎質疑、討論、採決

○議長（平野裕子） それでは、発議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

発議案第1号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野裕子） 討論なしと認めます。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平野裕子） 挙手全員であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（平野裕子） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和7年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時55分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 平 野 裕 子

議 員 鍋 田 達 子

議 員 坂 本 弘 毅